



第201300030214号
平成25年5月17日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について（通知）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第24条第1項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

（担当：生活環境部環境立県推進課 後藤田、居藏 電話 0857-26-7876）

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る補正された環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について

本事業は、現時点においても施設の処理方式等が未決定のままで環境影響評価手続が進められており、また、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が継続しているところである。

このような状況を踏まえると、処理方式等の詳細な事業計画が決定した後の対応についても、事業者には、より丁寧な対応が求められているところである。

以上のことから、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて改めて評価書の修正を行い、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

記

- 1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響に関する周辺住民等への説明・情報公開等に対し、環境の保全の見地からの意見が述べられた場合における事業者としての対応方針について、明らかにすること。
- 2 本意見書に対する補正後の評価書を送付する時点で、可燃物の処理方式及び関係する諸元等が未決定である場合は、本事業のこのような状況を鑑み、処理方式等決定後の比較・検証等の方法について、事業者自らの責任において、環境影響評価条例の目的が達成できるような同等の手続となるよう検討し、その対応方針を明らかにすること。
- 3 評価書全般において、記載誤り等がないよう改めて検証した上で、可能な限り詳細・具体的でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。